北海道及び他市の条例項目の比較

北海道		条例項目 ポイント	北広島市が必要と考える項目（案）	札幌市	石狩市	深川市	留萌市	美唄市	砂川市	釧路市	北斗市	名寄市	士別市
条例施行日	H23.4.1		H26.4.1（予定）	H25.4.1	H25.7.1	H25.4.1	H25.4.1	H25.4.1	H25.4.1	H25.4.1	H25.4.1	H22.7.1	H17.9.1
条例名	北海道暴力団の排除の推進に関する条例		北広島市暴力団の排除の推進に関する条例	札幌市暴力団の排除の推進に関する条例	石狩市暴力団の排除の推進に関する条例	深川市暴力団の排除の推進に関する条例	留萌市暴力団の排除の推進に関する条例	美唄市暴力団の排除の推進に関する条例	砂川市暴力団排除条例	釧路市暴力団排除条例	北斗市暴力団排除条例	名寄市公共施設の暴力団等排除に関する条例	士別市公共施設の暴力団等排除に関する条例
目的		道条例で包括規定されていますが、市条例でも基本的事項として定めます。	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義			定義	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
基本理念			基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
道の責務			市の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
道民の責務			市民の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
事業者等の責務			事業者の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
公共事業等に係る措置		道条例では、道の公共事業等から暴力団を排除したり、道の公の施設が暴力団の活動に利用させないようにしたりすることが規定されていますが、市町村の事務事業に対しては規定がありません。市条例で規定する必要があります。	公共事業等に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
公の施設に係る措置			公の施設に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道民等に対する支援		道条例で包括規定されていますが、市条例でも基本的事項として定めます。	市民及び事業者に対する支援	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
啓発活動			啓発活動	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
暴力団利用行為等の禁止		道条例では、事業者に対しては暴力団の利用や利益供与を禁止していますが、道民（市民）に対しては規定がありません。市条例で規定する必要があります。	市民による暴力団の威力利用の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
利益供与の禁止			市民による暴力団のへの利益供与の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
道民等による情報提供に対する措置		道条例で包括規定されていますので、市条例では規定しません。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
警察による保護			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
市町村に対する支援			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
契約時における措置			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
不動産の譲渡等における措置			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
宅地建物取引業者の情報提供等			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
暴力団事務所の開設及び運営の禁止			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
青少年に対する指導等			×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×
報告等の徴収			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
勧告			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
公表			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
罰則			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			個人情報の収集及び提供	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×